



令和7年 月 日

松江市長 上 定 昭 仁 様

松江市特別職報酬等審議会  
会 長 大 谷 浩

特別職の報酬等の額について（答申）

令和7年11月20日付人第640号をもって諮問のあった特別職の報酬等の額について、当審議会は慎重に審議を重ねた結果、意見の一致をみたので、下記のとおり答申します。

記

1 特別職の報酬等の額

議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額を上げとし、その額は下表のとおりとすることが適当である。

また、改定時期については、令和8年4月1日とすることが適当である。

|     | 議員報酬・給料     |             |
|-----|-------------|-------------|
|     | 改定後         | 現 行         |
| 議 長 | 633,000 円   | 611,000 円   |
| 副議長 | 546,000 円   | 527,000 円   |
| 議 員 | 515,000 円   | 497,000 円   |
| 市 長 | 1,112,000 円 | 1,073,000 円 |
| 副市長 | 906,000 円   | 874,000 円   |

2 特別職の期末手当の額

市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当の支給月数については、現行の3.45月から0.05月引上げて3.50月とすることが適当である。

また、改定時期については、令和7年12月1日とすることが適当である。

3 附帯意見

- ・特別職の報酬等については、目まぐるしく変化する社会経済情勢を報酬等の額に適切に反映させるため、一般職の給与と同様、民間給与水準を適切に反映させている人事院勧告を踏まえ、毎年議論を行うことが必要である。
- ・議論にあたっては、松江市の財政状況を念頭に置きつつ、類似団体の動向や状況比較を総合的に勘案することも必要である。